

財務省告示第八十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成二十年二月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成二十年三月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率
利付国庫債券（十年）（第二百八 十九回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	株式会社ゆうちょ銀行による引 受け	額面金額で五百四十八億円	五百四十九億八千六百三十二万 円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成二十年二月二十日	額面金額百円につき百円三十四 銭	年一・五パーセント

十二 経過の払込み

株式会社ゆうちょ銀行代表執行役会長は、払込金額に追加した金額を第八号の式により算出した金額を、第十号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{62}{365}}$$

十三 初期利子

平成二十年六月十日を支払うと、平成二十年六月二十日を支払う。金額を支払う。ただし、算出した金額を支払う。が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六箇月に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十九年十二月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 払込場所

日本銀行

十八 払込期日

平成二十年二月二十日